

2008年10月7日

件名： SEC がフォーム 20-F、海外民間発行体のステータスの判定
および非公開会社化に関するルールの最終的改正を発表
(参考和訳)

SEC は近時、フォーム 20-F の一部の報告要件について、最終的な改正を盛り込んだリリース¹を採択し、公表しました。同改正はまた、海外民間発行体のステータスの判定のタイミングと非公開会社化に関するルールの修正も行っています。最終的に改正された条文は、提案されていたものとほとんど同じで、ルールを採択した 2008 年 8 月 27 日の公聴会を踏まえて予想されていたとおりのものです。報告要件の変更とそれらの効力発生日を示した参考用の表を別紙 A として添付しています。

フォーム 20-F の提出期限の早期化 新たなルールの下においては、2011 年 12 月 15 日以降に終了する最初の会計年度を始期として、すべての海外民間発行体は、会計年度終了から 4 か月以内にフォーム 20-F により年次報告書を提出することが義務付けられます。SEC は、その採択されたリリースにおいて、フォーム 20-F による年次報告書の提出期限をさらに早期化することが適切であるかどうかを決定するために、市場の動向を注視し続けると述べています。

登録会社の監査報告を発行する会計士の変更に関する新たな情報開示 新たなルールにおいては、新たな項目であるアイテム 16F がフォーム 20-F に付け加えられ、これによって海外民間発行体は、登録届出書および年次報告書において、監査報告を発行する会計士の変更または当該会計士との意見の不一致を報告するよう義務付けられます。こうした開示は米国発行体にすでに義務付けられているものと類似しており、2009 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度についてファイルされる登録届出書および年次報告書において義務付けられます。

アイテム 16F は特に、以下の事項の開示を義務付けています。

- ・ 主たる会計士として発行体の財務諸表の監査に以前関与していたか、または会計士がその報告書において信頼に足りると表明した発行体の重要な子会

¹ 採択されたリリースは、<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8959.pdf>にて閲覧可能です。

社に以前関与していた独立した会計士が、辞任したか、再任されることを拒否したか、または解任されたかどうか。

- 会計士の変更に先立つ発行体の直近の 2 会計年度および中間期において発生した意見の不一致または報告すべき事象。
- 会計士の変更が行われた会計年度またはその次の年度において、発行体が、以前の会計士と意見の不一致に至った取引に類似した重要な取引を行ったかどうか、その取引が以前の会計士であれば必要であると結論付けたであろう方法と異なる方法で会計処理され、または開示されたかどうか。もし以前の会計士であれば異なる方法を要求したであろうと思われる場合、発行体は、そのような方法が財務諸表に与えたであろう影響を開示しなければならない。

また、新しいアイテム 16F により、発行体は、当該発行体が以前の会計士に開示している情報の写しを提供することを義務付けられており、かつ発行体は、以前の会計士に、発行体が行った声明に同意するかどうか、そして同意しない場合はなぜ同意しないのかを述べた書簡を提供するよう求めることを義務付けられています。発行体は、関連開示情報を記載した年次報告書または登録届出書の添付書類として、会計士の書簡を提出することが義務付けられています。ただし、会計士の変更が年次報告書または登録届出書の提出前 30 日以内に生じた場合は、会計士の書簡を提出するために追加の時間が認められます。

コーポレートガバナンスの慣行の違いに関する年次報告書での情報開示 また、このルールは、米国発行体はその証券を上場する米国の国法証券取引所の上場基準に基づいて順守するコーポレートガバナンス慣行と異なったコーポレートガバナンス慣行について、その大きな違いの概要をフォーム 20-F の年次報告書上に記述することを発行体に義務付けています。海外民間発行体は、すでに米国の証券取引所によってこれと同様の情報開示をフォーム 20-F または自らのウェブサイトで行うよう義務付けられています。SEC は、この新たな要件に沿って提供されるフォーム 20-F による情報開示が、米国証券取引所の規則に基づいての海外民間発行体が既に提供している情報開示と「同一ではないとしても、類似したもの」であることを期待しています。このルールの変更は、2008 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度に対して法的効力を有します。

フォーム 20-F のアイテム 17 (財務諸表) を改正し、セグメント情報を義務付けるとともに、US GAAP の限定的なリコンシリエーションを廃止。新ルールでは、フォーム 20-F のアイテム 17 を以下のように改正しています。

セグメント情報を義務付け アイテム 17 では、US GAAP に完全に準拠した場合を除き、財務諸表を提出する海外民間発行体に対して、その財務諸表からセグメント情報を省略し、その省略の結果として US GAAP に基づく限定意見付監査報告書を含めることを認めていますが、新ルールではこの軽減規定を廃止しています。セグメント情報を提供するという要件は 2009 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度に適用されます。SEC によると、海外民間発行体の 10%未満が現在この軽減規定を利用しています。

US GAAP の限定的なリコンシリエーションの選択肢を廃止する アイテム 17 では、取引所法第 12 条(g)項に基づきクラスの証券を登録しているのみでその証券の公募を実施していない海外民間発行体や、資本調達を伴わない一定の募集を行っている海外民間発行体のために、現在、US GAAP の限定的なリコンシリエーションに留める選択肢を用意していますが、新ルールではこの選択肢を廃止しています。新ルールにおいては、これらの発行体は、フォーム 20-F のアイテム 18 に含まれる、より総合的な財務報告要件を順守することが義務付けられます。この要件は、2011 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度に対して法的効力を有します。多くの海外民間発行体が 2011 年までに国際財務会計基準 (IFRS) に基づく報告を行うであろうことから、このルール変更により影響を受ける発行体は極めて限られるものと思われるます。

米国預託証券 (ADR) の手数料および支払いに関する新たな情報開示 新ルールは、フォーム 20-F のアイテム 12.D.3 およびアイテム 12 に対する指示を改正し、ADR 保有者が支払った手数料やその他の費用、ADR プログラムに関して預託銀行によってなされた発行体への支払いについての情報開示を義務付けています。これらの情報開示は、支払い毎に行われなくてはならず、当該預託証券のために提出されるフォーム 20-F による登録届出書によって求められ、またスポンサード ADR ファシリティについては年次報告書においても行われることが義務付けられています。海外民間発行体は、2009 年 12 月 15 日以降に終了する会計年度を始期として、年次報告書にこの情報を記載することが義務付けられます。

重要な買収に関する追加情報の開示は不要 最終ルールからなくなっていたのは、該当会計年度に行われた 50%以上のレベルでの事業買収に関して、フォーム 20-F の年次報告書において財務情報を提供することを海外民間発行体に義務付けるという、SEC が以前に提案していた修正案です。SEC は、リリースにおいて、提案していた情報開示の適時性と価値に関するコメント提出者の懸念を認識し今回はこの提案の採択を見送るが、引き続き検討を行う旨を述べています。

海外民間発行体のステータスの判定に関する変更 2008 年 12 月 6 日の新ルールの効力発生日から、発行体は自らが海外民間発行体の定義に適合しているか² (したがって、海外民間発行体に対して米国証券諸法に基づき行われる扱いについて適格性を有しているかどうか) を、現在義務付けられているような継続ベースではなく、年に 1 度、第 2 会計四半期の最終営業日に評価することになります。これにより、暦年発行体は、次は 2009 年第 2 会計四半期の最終営業日にその海外民間発行体としてのステータスを評価することとなります。これは、取引所法ルール 12b-2 に基づく早期提出者のステータス決定と、レギュレーション S-K のアイテム 10(f)(2)(i) における小規模企業の報告に関するステータスを決定するために現在用いられているものと同じ日付です。

新しいルールにおいて、かつて海外民間発行体として分類されていた発行体で、第 2 会計四半期の最終営業日において自らがもはや海外民間発行体として適格性を有していないと判定した発行体は、判定日の次の会計年度の初日までは引き続き海外民間発行体として報告を行い、米国発行体としての報告要件には服さず、米国発行体に適用されるものと同様の様式も利用しません。例えば、2009 年第 2 会計四半期末現在で海外民間発行体としての適格性を有しない発行体は、2010 年に 2009 会計年度に関するフォーム 10-K を提出します。また、当該発行体は 2010 会計年度の初日に、委任状に関するルールおよび取引所法第 16 条に基づく実質的所有者に関するルールへの順守を開始し、フォーム 8-K および 10-Q での報告の義務が発生します。

² 取引所法ルール 3b-4(c)では、海外民間発行体とは、以下を除く外国政府以外のすべての海外発行体であると定義しています：(1) その発行済議決権付証券の 50%超が米国居住者によって名簿上で保有されている発行体、かつ (2) 以下のいずれかに該当するもの。(i) その取締役および役員のおよ半数が米国の国民または居住者である、(ii) その資産の 50%超が米国内に存在する、または(iii) その事業が主として米国内で管理されている。

しかし、第2四半期の最終営業日において海外民間発行体として適格性を有する発行体は、直ちに海外民間発行体として報告を開始することが許されています。したがって、かつて米国発行体として報告を行っていたが、その後、海外民間発行体としての適格性を有することになった発行体は、その年の残りの期間で海外民間発行体としての適格性を有する期間について、フォーム 10-Q および 8-K による報告の提出を継続する必要はありません。ただし、フォーム 6-K による報告は必要です。

発行体のステータスが米国発行体から海外民間発行体に変更になった場合、またはその逆の場合、そうした変更は市場に告知されるべきであるという意見が一部コメント提出者からありましたが、SEC はこうした意見を採用しませんでした。しかし、フォーム 8-K からフォーム 6-K による報告に変更したり、その逆の変更により、発行体は黙示にこうした告知を行っていることとなります。

株式非公開化取引 また、SEC は、登録抹消ルールに関する最近の改正を反映させるため、株式非公開化取引の情報開示に関する取引所法ルール 13e-3 に対して「中立的」であると考えた変更を行いました。現行のルールでは、公開買付、株式併合または資産売却などによってその証券の名簿上の所有者が 300 名未満になったり、その証券の国法証券取引所での上場が廃止になったり、ディーラー間値付けシステムでの値付けが廃止されることになる蓋然性または目的を有する一定の特定取引に発行体が従事した場合、発行体はスケジュール 13E-3 を提出して、株式非公開化の意図を開示する必要があります。改正後のルールでは、特定取引の 1 つの結果、発行体はその証券の登録を抹消し、または報告義務から外れる適格性を備えたとき、その情報を開示する義務が生じます。

報告の変更に関するタイムスケジュール				
2008年12月6日 現在	2008年12月15日 以降に終了する 会計年度	2009年12月15日 以降に終了する 会計年度	2010年12月15日 以降に終了する 会計年度	2011年12月15日 以降に終了する 会計年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ADRの手数料および支払いに関して「登録届出書」としてフォーム 20-F を使用し、情報開示を行う。 ・発行体の第2会計四半期の最後の営業日現在での海外民間発行体としての地位を判定する。これにより、暦年発行体は、次回、2009年第2会計四半期の最終営業日にその海外民間発行体としてのステータスを評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国証券取引所によって米国企業に対して義務付けられているコーポレートガバナンス慣行との相違点について情報開示を行う。—フォーム 20-F のアイテム 16G 	<ul style="list-style-type: none"> ・US GAAP に完全に準拠しない財務諸表を提出する発行体で、これまでフォーム 20-F のアイテム 17 の軽減規定に依拠していた発行体は、セグメント情報を提供し、無限定意見付の監査報告書を有しなければならない。 ・署名公認会計士の変更または署名公認会計士との意見の不一致について開示する。—フォーム 20-F のアイテム 16F ・「年次報告書を提出」する際にフォーム 20-F で ADR 手数料および支払いに関する情報開示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度終了後4か月以内にフォーム 20-F で年次報告書を提出する。 ・フォーム 20-F のアイテム 17 の下での US GAAP の限定的リコンシリエーションがもはや認められない。—アイテム 18 による完全な財務諸表情報が義務付けられる。